

○経済産業省告示第百五十三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇十二 「略」 十三 電流緊急遮断装置用遮断筒であつて、次の	一〇十二 「略」 十三 電流緊急遮断装置用遮断筒であつて、爆薬

要件を満たすもの

イ 爆薬の量が〇・八グラム以下であること。

の量が〇・八グラム以下のもの
〔新設〕

ロ 過電流を遮断するため、電気点火により、

〔新設〕

遮断棒を押し出す構造であること。

十四～三十四 〔略〕

十四～三十四 〔略〕

三十五 電流緊急遮断装置（特別高圧電路に施設

〔新設〕

するものであつて、過電流を遮断したことを表

示するための機能を有したものに限る。）であ

つて、次の要件を満たすもの

イ 火薬（酸化鉛を主とする火薬に限る。）の

量が〇・三グラム以下であること。

ロ 過電流を遮断したことを表示するため、抵

抗線の発熱による点火により、キリを押し出

す構造であること。

ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ヘ 作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

備考 表中の「」は注記である。